



高知県立消費生活センター
地域見守り情報

第114号

お試しのつもりが、いつの間にか定期購入に

平成28年の特定商取引法の改正に伴い、いわゆる定期購入契約に関しては、通信販売の広告やインターネット通販における申込み・確認画面上に、「定期購入契約であること」「支払代金の総額」「契約期間」などの販売条件を表示することが義務付けられました。

消費者の意に反して契約の申込みをさせようとする行為を禁止するために設けられたものですが、「1回だけのつもりで」「お試し」と思って注文をしたら、定期購入が条件の契約だったので解約したいといった相談が後を絶ちません。

【県内事例①】

スマホでダイエット食品を検索したところ、「モニター募集」とあったのでお得だと思い、お試しで申し込んだ健康食品が定期購入だった。2回目は返品したが、3回目が届いた。止めるには、どうすれば良いか。

(相談者 50代女性)

【県内事例②】

通販サイトから、男性用化粧品を購入し受け取った。安価な初回分のみを購入したつもりだったが、納品時に同封されていたお知らせで定期購入となっていることに気づいた。解約したい。

(相談者 30代男性)

アドバイス



©KANAGAWA2013

1. 宣伝文句に迷わされず、利用規約、ショッピングガイドなどを見て、契約内容や解約条件、返品の可否などを十分確認したうえで申し込みましょう。
2. 申し込む前に、販売しているショップ名や商品名をインターネットで検索し、他の購入者の評判や感想なども参考にしましょう。
3. トラブルを避けるために、やりとりしたメールは削除せずに保管しておく、或いは、最終確認画面を印刷するなど、契約内容を保存しておきましょう。
4. 通信販売は、クーリングオフの適用対象外ですので注意が必要です。
5. 少しでも不審に思った場合は、消費生活センターにご相談ください。